新品量水器の購入仕様書

1. 量水器の購入個数及び規格

（1） 購入個数

直読式　13mm　120 個　　直読式　20mm　320 個

直読式　25mm　 24 個　　直読式　40mm　 20 個

（2） 規格

口径	Q3	R	種類	表示
13 ㎜	2.5	100	接線流羽根車式単箱型（直読式・電子式）	乾(湿)式直読式 液晶デジタル式
20 ㎜	4.0	100	接線流羽根車式複箱型（直読式・電子式）	
25 ㎜	6.3	100	接線流羽根車式複箱型（直読式・電子式）	
40 ㎜	16	100	たて型軸流羽根車式（直読式・電子式）	乾(湿)式直読式 液晶デジタル式
50 ㎜	40	100	たて型軸流羽根車式（直読式・電子式）	
	40	160	電磁式水道量水器（ウエハ型・フランジ型）	
75 ㎜	63	100	たて型軸流羽根車式（直読式・電子式）	
	100	160	電磁式水道量水器（ウエハ型・フランジ型）	
100 ㎜	100	100	たて型軸流羽根車式（直読式・電子式）	
	160	160	電磁式水道量水器（ウエハ型・フランジ型）	
150 ㎜	400	160	電磁式水道量水器（ウエハ型・フランジ型）	液晶デジタル式

Q1：定格最小流量（単位：㎥／h）、Q3：定格最大流量（単位：㎥／h）

R：計量範囲（Q3／Q1）

2. 法令及び規格の遵守

計量法(平成４年法律第 51 号)その他の関連法令及び次の適用規格等に適合した量水器を納入するものとし、これらの法令又は規格に改正があったときは、改正事項について報告することとする。

・日本産業規格及びその引用規格(最新版を適用する。)

① JIS B 8570-1(水道量水器及び温水量水器　第１部：一般仕様)

② JIS B 8570-2(水道量水器及び温水量水器　第２部：取引又は証明用)

3. 量水器の仕様

（1） 一般的仕様

① 量水器は、計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

② 納品する量水器は、検定を合格した日から１箇月以内とする。

③ 検定有効期限は、量水器の蓋の裏面に容易に消えない方法により明記しなければならない。

④ 内部及び外部からの水分の透過、浸入等により電子回路その他の計測部の異常、表示機構の曇り等を生じ量水器の機能に支障をきたすことのないよう、適切な構造及び材質とする。

⑤ 電子式及び電磁式にあっては、電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級（JIS C0920）IP67 以上とする。また、その他の量水器については、これと同等の性能を有

するものとする。

⑥　湿潤な環境下に設置した場合であっても、検定有効期間内において、強度及び水密性等の低下をまねく材質の変化を生じることのない材料を選定すること。

（2）　材質及び構造

①　量水器の各部に使用する部品は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に定められた浸出基準に適合するものとする。

②　量水器の上ケース及び下ケースの材料は同質のものとする。

③　新品で購入した量水器のケースは、原則、修理品として２回まで使用可能なものとする。

④　量水器ケース（以下「ケース」という。）には、ケースの見えやすい位置に鋳出し又は刻印による材質記号の表示を行うことする。

⑤　ケースの材質及び材質記号は、次のとおりとする。（電磁式を除く）

種類	適用規格等	材質記号
ビスマス青銅鋳物　１種，２種	JIS H 5120 CAC 901・902・906	B
ビスマスセレン青銅鋳物　１種	JIS H 5120 CAC 911	B
シルジン青銅鋳物　４種	JIS H 5120 CAC 804	E
ダクタイル鋳鉄	JIS G5502	無記号

⑥　電磁式の量水器ケースは、ステンレス製とする。

⑦　目盛盤には回転指標（パイロット）を設けること。（電磁式・電子式除く）

（3）　塗装及び色相

①　材質が鉛フリー銅合金の量水器のケースは無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をする。

②　材質がダクタイル鋳鉄製の量水器は、ケース及び補足管等の鋳鉄部接水面と外部にエポキシ樹脂粉体塗装を施すこと。

③　ステンレス製量水器ケースは無塗装とする。

④　量水器蓋の色は緑色とする。

⑤　塗装等は、衛生上有害なものを含まず、水に浸出しないものとする。

（4）　形状及び寸法

量水器の形状及び寸法は、次のとおりとする。

口径	形式	全長 L (㎜)	接合
13 ㎜	接線流羽根車式単箱型	100	JIS ネジ
20 ㎜	接線流羽根車式複箱型	190	
25 ㎜		225	
40 ㎜	たて型軸流羽根車式	245	
50 ㎜	たて型軸流羽根車式 電磁式水道量水器	560	上水フランジ
75 ㎜		630	
100 ㎜		750	

150 ㎜	電磁式水道量水器	1000	

上水フランジ接合の全長は補足管を含む量水器寸法である。

（5） 表示

量水器各分の表示は、次のとおりとする。なお、容易に消えることなく、見やすい大きさとする。

表示箇所	項目
蓋	・口径 ・量水器番号（センターが指定した番号） ・登録商標
目盛板	・計量単位 ・定格最大流量値（Q3） ・計量範囲（Q3／Q1=R） ・型式承認番号 ・製造年または型式承認表示を付した年 ・登録商標 ・流れの方向を示す標識
上ケース（上面） ※打刻による	・量水器番号（センターが指定した番号）
下ケース（側面） ※鋳出しによる。	・ 口径 ・ 登録商標 ・ 流れの方向を示す標識 ・ 鋳造年 ・ ケースの材料記号（材料記号表による）

※ 量水器番号

直読式 13mm　026－00857 ～ 026－00976

直読式 20mm　026－00977 ～ 026－01296

直読式 13mm　026－01297 ～ 026－01320

直読式 13mm　026－01321 ～ 026－01340

（6） 表示桁

量水器の積算指示部の桁数は、次表のとおりとする。

定格最大流量 Q3	㎥ 表示	L 表示
Q3 ≦ 6.3	4 桁以上	3 桁
6.3 ＜ Q3 ≦ 63	5 桁以上	3 桁
63 ＜ Q3	6 桁以上	3 桁

4. 遠隔表示式（電磁式・電子式）

（１）出力仕様等

① 外部出力は電文信号及びパルス信号とする。

② 電文信号は、8 ビット電文出力（東京都水道局　自動検針量水器通信機能仕様書（V2.6A）に準拠）とする。

③ 量水器及び個別受信器の電池は、8 年間以上の使用に耐えるものを内蔵するものとする。

④ 個別受信器は、防雨機能等により屋外での使用に耐えうるものとする。

⑤ 量水器本体からの伝送コードの長さは 15m程度とする。

⑥ 警告表示のリセット機能を有すること。

（２）警告表示

液晶表示及び付属の受信器においては、次の項目が確認できリセットできるものとする。

① 漏水検知　②過大流量検知　③逆流検知　④電池電圧低下　⑤その他エラー表示

5. 付属品

量水器の納品時には、１基につき次の付属品を添付すること。

① ネジ接続方式の量水器は、量水器接続用ユニオンパッキンを２枚添付すること。

※20mm の量水器パッキンについては、内径 21mm とする。

② フランジ接続方式の量水器は、**ステンレス製**のフランジボルト及びナットを必要数並びにフランジパッキンを２枚添付すること。

※ 上記 ① 及び ② のパッキンは、合成ゴム（ＮＢＲ）**厚さ３㎜**とし、JIS K 6353（水道用ゴムⅢ類硬度 80）相当とする。

③ 補足管は伸縮型とし、異物の流入を防ぐため、ステンレス製等のストレーナを設けること。

④ その他の付属品は、別途指示する。

6. 納品

(１)納品場所　大阪府高石市加茂２丁目１１番４号　「高石配水場内量水器室」

(２)注意事項

① 40 ㎜以下の量水器については、プラスチックコンテナを使用し１箱あたりの収納数は次のとおり納品する。　13 ㎜＝20 個　、20 ㎜＝10 個　、25 ㎜＝ 8 個　、40 ㎜＝ 5 個

② コンテナボックスには、両側に箱番カードを取り付け、箱番号・口径・個数・量水器番号・製造社名を記載すること。

③ 接続部については，ねじの保護、塵埃その他侵入防止の処置を講ずること。

7. 提出書類

「水道メーター検査合格証明書」又は「水道メーター器差成績表」

8. その他

この仕様書に定めない事項については、センターと納入者で協議の上決定する。